

第2期教員の働き方改革に関する実行計画

令和4年(2022年)3月31日策定

つくば市教育委員会

I はじめに

つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教員の時間外在校等時間について、月45時間を超えた¹教員の割合を調査したところ、令和元年度(2019年度)が52.8%、令和2年度(2020年度)が50.5%、令和3年度(2021年度)²が45.4%³でした。令和元年度(2019年度)策定の教員の働き方改革に関する実行計画(以下、「第1期実行計画」という。)に基づいて学校と行政が連携して取り組んだ結果、時間外在校等時間は年々減少しています。しかし依然として、約2人に1人は月45時間を超えている状況です。

本市では、令和2年(2020年)3月に、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」を策定しました。「つくば市教育大綱」は、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が花開く環境をつくり、一人ひとりが善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力や社会力を育むこととしています。また、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、「教え」から「学び」へ、「管理」から「自己決定」への転換を目指すことが示されています。

働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合うことを可能とします。また、学校が教員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わることによって、学校は更に働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。そのため、教育大綱の実現には、教員の働き方

¹ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)において、1か月の時間外在校等時間の上限は、45時間と示されている。

² 令和3年10月分まで。

³ いずれの年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため休校した月を除いて年間平均を算出。

改革を行うことが不可欠です。

また、働き方改革はこどもたちのためでもあります。教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒の人間性や創造力を高めることにつながり、質の高い教育を将来にわたり持続的に実現することが可能になります。働き方改革をさらに推進することで、児童生徒一人ひとりが幸せな人生を送れるよう、今回は第1期実行計画の取組について評価し、それを踏まえ、新たな実行計画を策定します。

Ⅱ 第 1 期実行計画についての評価

第 1 期実行計画で掲げた施策に対する主な取組は次のとおりです。（小項目ごとの内容は別紙参照。）

1 業務に集中できる学校環境整備（別紙 1-1～1-4）

教員が本来の業務に集中できるように、学校運営について短期間で改善できる事項から取り組みました。

教員の出退勤について、ICカードによる管理から、令和3年(2021年)1月に導入した校務支援システムによる管理へと移行し、勤務時間管理の徹底・効率化を図りました。

令和元年度(2019年度)に「つくば市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を制定し、教員の勤務時間の上限に関する方針を示し、勤務時間に対する意識の向上を図りました。

また、令和元年度(2019年度)には、全校の電話機に留守応答装置を導入し、放課後の教員の電話対応の負担を軽減しました。

2 教員の業務適正化（別紙 2-1～2-10）

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を実施しました。

学校から保護者への文書配布について、多くの学校で専用アプリケーションソフト（アプリ）を用いたデータ配信へ移行し、配布に係る負担を軽減しました。しかし、市教育委員会（以下、「市教委」という。）からの文書配布についてはデータ配信に至っておらず、今後も継続して検討していく必要があります。

長期休業中の作品出展等について、作品を精選するとともに、学校での作品の取りまとめを不要とする等、実施方法を工夫しました。また、学校において、運動会や体育祭の種目を精選する等、学校行事の開催方法について見直しました。

学校徴収金について、順次学校を介さない方法へ切り替えました。学校給食費について、令和3年(2021年)4月から市教委が保護者から直接徴収することとしました。また、令和3年(2021年)4月から就学援助費及び特別支援教育就学奨励費について、令和3年(2021年)10月から災害共済給付金について、市教委から申請

者本人の口座へ振り込むこととしました。

校務支援システムの導入により、児童生徒の出欠記録、通知表や指導要録作成等に係る負担を軽減しました。今後更に利用しやすいシステムとするため、学校と行政が連携し改良していく必要があります。

一部の学校において、保護者ボランティアの仕組みを構築し、美化作業や登下校見守り等について、保護者へ依頼する取組を行いました。

3 学校における組織体制・マネジメント改善（別紙 3-1～3-4）

働きがいがあり教員が本来の能力を発揮できる職場となるよう、学校における組織体制及びマネジメントの改善を図りました。

令和元年度(2019年度)に、クラウドシステムを利用した「業務の見える化」実証実験を行いました。教員の業務について、授業・生徒指導・部活動など大きく15種類に分類し、どの業務にどれだけ時間を費やしたかを「見える化」することで、業務の偏りを把握し、働き方改善に生かしました。

全学校の経営方針、重点目標やグランドデザイン等に働き方改革の具体的内容を盛り込み、学校全体で働き方改革に取り組みました。

また、特定の教員に校務分掌が偏らないように、管理職研修や学校訪問等で市教委から助言指導し、各学校において校務分掌についての整理や検討を行いました。

Ⅲ 第2期施策

これまで、前述のような取組を実施し、教職員の働き方改革に取り組んできましたが、時間外在校等時間数 45 時間超者解消には至っていません。また、令和3年度(2021年度)に開催した「教員と教育委員との懇談会」での教員へのアンケート調査を通して、教材研究や授業準備の時間、仕事と生活のバランス、持ち帰り仕事の日数、仕事の負担感の部分において、まだまだ改善の余地があることがわかりました。

今後、現行の取組を継続しつつ、更に行政として次の2点を重点的に取り組んでいきます。

- 1 「教える」という教員の本来の業務に専念するための環境の整備
- 2 地域と連携した部活動改革による働き方改革の推進

1 「教える」という教員の本来の業務に専念するための環境の整備

(1) 人材の充実

ア 庶務的な業務をサポートする人材の配置

学校サポーターを市費により任用し、学校の規模に応じ各校2名以上の配置を行う。(令和4年度(2022年度)～)

今後、学校のニーズ調査や学校サポーター配置による効果検証を行い、より各校のニーズに合った人材の配置、適正な配置人数の検討を行っていく。

イ 専門的知識を有する人材の配置

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの市費による配置人数を増員する。(令和4年度(2022年度)～)

今後、学校での相談希望件数と、順延件数、対応件数等のデータを蓄積し、需要と供給の分析を行った上で、適正な配置人数の検討を行っていく。

ウ 事務的な知識がある再任用市職員の学校配置の検討

学校での行政関連事務の円滑化のため、事務的な知識のある再任用市職員の配置について、総務部人事課と連携して検討・協議を進めていく。

(2) ICTを活用した業務の効率化

ア 校務支援システムの活用促進

校務支援システムを活用し、学校においての名簿管理、通知表や要録作成に

係る事務処理の時間を縮減するとともに、市教委内においても教育データの有効活用を促進することで、学校への調査を縮減する。(令和2年度(2020年度)～)

また、今後も継続して校務支援システムの検証と、操作性向上を図る。

イ ICT 活用支援

教職員に対し ICT に関する研修を継続して行うとともに、教職員の ICT 活用を補助する人材として、ICT 支援員等の配置を促進する。

ウ 校務支援・効率化ツールの活用促進

- ・ 保護者との間でのアプリを通じたやり取りによる健康観察の継続 (令和2年度(2020年度)～)
- ・ デジタル連絡ツールの活用による保護者への情報配信のデジタル化推進
- ・ Microsoft⁴ Teams⁵の活用事例を水平展開し、各学校の業務効率化を図る。
- ・ 市教委から学校へのアンケート調査の Microsoft Forms⁶活用促進により、回答事務の負担軽減を図る。

エ 教員向け研修の精選・オンライン化の促進

研修の精選や、オンライン研修の実施及び録画の配信など、できる限り移動の負担や受講時間の柔軟性を考慮した研修形態をとる。

オ 検診の問診票を Web 化

一部の検診について問診票を Web 化し、検診業務の効率化を図る。(令和4年度(2022年度)～)

(3) 学校宛て文書の配布方法の効率化

ア 学校宛て配布物のデータ配信化

現行の文書配送に加え、各学校での状況に応じてデジタル化を支援するため、学校への配布依頼のあったチラシ等をデータ化して市教委から各学校へ配信する方法を試行的に実施し、効果を検証する。(令和4年度(2022年度)～)

イ 個人情報文書の受け渡し方法の検討

⁴ Microsoft は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標

⁵ ビデオ会議、スケジュール管理、ファイル共有等幅広く活用できる Microsoft365 のコミュニケーションツール

⁶ アンケート作成・集計等に活用できる、Microsoft 365 のフォーム作成ツール

個人情報を含む文書の学校への受け渡し方法の効率化について、市教委内での検討を進める。

(4) 学校管理運営業務の負担軽減

ア 学校運営支援補助金の設置

学校の業務改善に有用なツール等の使用料、手数料等について、学校運営支援補助金による補助を行う。(令和4年度(2022年度)～)

2 地域と連携した部活動改革による働き方改革の推進

(1) 地域と連携した部活動改革における国の動向

- ・令和2年(2020年)9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を発出
→「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策とスケジュールを提示
実現方策の1つとして、休日の部活動の段階的な地域移行(学校部活動から地域部活動への転換)を挙げている。

また、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすることを目標に掲げている。

(2) 地域と連携した部活動改革における茨城県の動向

- ・令和3年(2021年)11月に「地域部活動移行に向けての手引き」を発出
→令和10年度(2028年度)までに休日の部活動を完全に地域移行することを目標として設定

(3) 本市におけるこれまでの取組

- ・平成30年度(2018年度)以降、いくつかの学校において部活動の地域移行のモデルとなる先進的な取組を実施
→令和3年度(2021年度)初めには3校(谷田部東中学校、荃崎中学校、高崎中学校)において実施している。また、新たに2校(手代木中学校、竹園東中学校)において段階的な地域移行の準備を進めている(別表1参照)。
- ・茨城県による令和3年度(2021年度)市町村立における働き方改革モデル校事

業として、義務教育学校4校では、大学生による部活動の遠隔及び現地サポートを実施

別表1 令和3年度(2021年度) 地域移行に取り組んでいる中学校、義務教育学校

学校名	事業内容
谷田部東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・10種目スポーツで地域団体が入っている。 (事務局：NPO法人つくばFC) ・週1日程度活動 ・会費：1,250円/月
荃崎中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・週1日程度活動(事務局：NPO法人つくばFC) ・会費：1,500円/月
高崎中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・週1日程度活動(事務局：NPO法人つくばFC) ・会費：1,500円/月
竹園東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年(2022年)1月から筑波大学ADとの連携によってトライアル運営を開始
手代木中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年(2021年)11月から毎週木曜日を部活なしとしている。 ・令和4年度(2022年度)から保護者で構成する任意団体等による地域移行を検討している。

※いずれも希望者のみ、各家庭からの会費制

(4) 本市における取組の今後の方向性

これまでの実践の蓄積に基づく学校の知見と総合型スポーツクラブとの繋がりを生かし、学校単独で進める場合には困難になってしまう諸課題に対して、市教委として負担を軽減できるアプローチを図る。

また、次の3点については、今後更なる検討を進める。

ア 平日練習日の削減について

令和3年度(2021年度)の部活動運営方針では、平日1日を休養日としているが、令和4年度(2022年度)中に平日の休養日を2日設けるなど平日練習日の削減について検討する。

イ 教員の兼職兼業ガイドラインについて

本ガイドラインを策定するにあたり、条件等について検討し、現在地域移行ができていない学校から教員の兼職兼業を実施することを目指す。

ウ 令和4年度(2022年度)以降の地域移行の方法について

地域移行を希望している学校と随時相談しながら、総合型スポーツクラブや大学等との連携による地域移行を目指す。また、全市型エリア別スポーツ団体の設立を検討し、市全体の部活動地域移行を進めることを目指す。

また、部活動の地域移行を進めるに当たっては、学校と地域が連携して取組を進める必要がある。本市では、令和4年度(2022年度)にモデル実施校2校において学校運営協議会制度を導入し、令和7年度(2025年度)末までには全校において学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール⁷とする計画である。学校運営協議会には、その機能の1つとして部活動の地域移行における地域との連携強化の役割が期待される。今後は学校運営協議会も生かしながら、部活動の地域移行の取組を進める。

この他にも、小規模校の拠点校化や経済的困窮家庭への補助等、各学校・家庭・地域の実情に合わせて部活動改革を進めることで、教員のワークライフバランスの充実を図る。

⁷ コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のこと。平成29年(2017年)3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務となった。学校運営協議会は、主に、①校長が作成する学校運営の基本方針の承認、②学校運営について、教育委員会又は校長への意見の具申、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会への意見の具申、の機能を主に有する。

IV 施策実施のフォロー

本実行計画の施策の進捗管理は、毎年度市教委で行うこととします。市教委内において進捗状況の共有を図るとともに、引き続き学校長会や教頭会等との連携を密にしていきます。

また、本実行計画については、教育委員会や行政部局と認識の共有を図り、施策の着実な実行や体制整備に取り組めます。

これまで、各学校、市教委でできる小さな改革は各々進めてきているところです。今後、働き方改革をより一歩進めるために、市内学校の既存の仕組みを見直すような大きな改革を進める場合は、総合教育会議や教育委員会等で適宜協議し、方針を示していきます。

取組の成果の検証に当たっては、教員の勤務状況に関する調査を継続的に行うこととします。本実行計画の内容は、調査の結果や学校現場での実際の取組状況を踏まえ、3年を目安に必要な見直しを行います。

(参考資料1) つくば市教員の働き方改革プロジェクトチーム検討経緯

(令和3年度(2021年度))

日時	協議内容
第1回会議 12月6日	校長会・教頭会・教務主任会における働き方改革の取組について 教員の働き方改革に関する実行計画の評価について
第2回会議 1月25日	教員の働き方改革に関する実行計画の進捗状況について 校長会・教頭会・教務主任会からの提言に関する進捗状況について 部活動について
第3回会議 2月24日	第2期教員の働き方改革に関する実行計画(案)について

(参考資料2) つくば市教員の働き方改革プロジェクトチーム名簿

所属	職名	氏名	備考
教育局	次長	貝塚 厚	リーダー
教育局	次長兼教育施設課長	飯泉 法男	
教育局	教育総務課長	笹本 昌伸	
教育局	学務課長	下田 裕久	
教育局	健康教育課長	柳町 優子	
教育局	学び推進課長	横田 康浩	
教育局	参事兼総合教育研究所所長	山田 聡	
学校	大穂中学校長	鮎川 誠	学校長会推薦
学校	二の宮小学校教頭	本橋 弘巳	教頭会推薦
学校	真瀬小学校教務主任	坂本 修	教務主任会推薦

教員の働き方改革に関するこれまでの取組

施 策		令和3年度末までに実施した取組
1-1	勤務時間管理の徹底・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICカードによる出退勤管理 ・ 校務支援システムによる出退勤管理への移行 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の学校では、日課を工夫し、朝自習時間、清掃時間、休み時間等を各校の方法で縮減することで、放課後の時間を確保している。 ・ 一部の学校では、年間のうち数日間の5時間授業日を設定する工夫をしている。 ・ 一部の学校では、出退勤システムで管理された自身の出退勤状況を、教職員の自己の振り返りに活用している。
1-2	勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「つくば市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」の施行
1-3	留守応答機能の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後校舎の留守応答装置の全校導入
1-4	学校閉庁日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ お盆及び県民の日の学校閉庁日を設定
2-1	学校文書配送・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・教育局間の学校文書配送システムを開始 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内8割強の学校がデジタル連絡ツールを導入し、保護者への情報配信のデジタル化に取り組んでいる。
2-2	部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動指導員配置事業を開始 ・ 「つくば市運動部活動の運営方針」の運用を開始 ・ 「つくば市部活動の運営方針」に改め、対象を文化部にまで拡大して運用を開始 ・ 茨城県による令和3年度(2021年度)市町村立における働き方改革モデル校事業として、義務教育学校4校では、大学生による部活動の遠隔及び現地サポートを実施 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷田部東中学校…10種目スポーツで地域団体が入っている。週1日程度活動、会費：1,250円/月(事務局：NPO法人つくばFC) ・ 荃崎中学校…週1日程度活動、会費：1,500円/月(事務局：NPO法人つくばFC) ・ 高崎中学校…週1日程度活動、会費：1,500円/月(事務局：NPO法人つくばFC) ・ 竹園東中学校…令和4年(2022年)1月から筑波大学ADとの連携によってトライアル運営を開始 ・ 手代木中学校…令和3年(2021年)11月から毎週木曜日を部活なしとしている。令和4年度(2022年度)から保護者で構成する任意団体等による地域移行を検討している。

教員の働き方改革に関するこれまでの取組

施 策		令和3年度末までに実施した取組
2-3	学校行事等の準備・運営	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市近隣中学校球技大会」開催取りやめ 「小中学校音楽発表会」及び「小学校陸上記録会」の開催規模の見直し 長期休業中の作品出展等の学校取りまとめを原則禁止 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響もあり、運動会・体育祭の種目精選、文化祭等の開催方法の見直し、学級懇談会のオンライン化に取り組んでいる。
2-4	学校徴収金の徴収・管理	<ul style="list-style-type: none"> 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の直接振込実施。振込に関する通知送付方法についても学校業務の負担軽減に向け検討中。（学務課） 学校給食費の直接振込実施（健康教育課） 災害共済給付金の直接振込実施（健康教育課） 令和4年度以降、教員の働き方改革の推進に役立つ校務効率化ツール導入支援のため、学校運営支援補助金の設置を予定（教育総務課） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 市内8割の学校でインターネットバンキング利用による学校徴収金の取り扱いを行い、職員が窓口に向く時間の縮減を図っている。
2-5	調査・統計等への回答等	<ul style="list-style-type: none"> 調査・統計等の必要性の精査 校務支援システムによる児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理の効率化
2-6	学習評価や成績処理	<ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムによる児童生徒の出欠記録、学習評価及び成績処理の効率化
2-7	キャリア教育・進路指導	<ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムによる進学や就職の際に作成する書類やデータの一元管理
2-8	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校・義務教育学校への市独自の学校生活サポーターの配置事業実施 市独自に全学校へのスクールカウンセラーの配置 学校への特別支援教育支援員の配置 市独自にスクールソーシャルワーカーの配置
2-9	授業準備	<ul style="list-style-type: none"> 教育ネットワーク内の共有フォルダを活用した、通知書等の文書類や指導案等の実践事例等の共有、有用な実践事例等の追加 令和4年度(2022年度)以降、市独自に学校サポーターの配置予定
2-10	その他の業務 <ul style="list-style-type: none"> 給食時の対応 登下校に関する対応 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 地域ボランティアとの連絡調整 児童生徒の休み時間における対応 校内清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度(2022年度)以降、市独自に学校サポーターの配置予定 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 一部の学園では、学園共通の地域ボランティアの募集をし、学校教育に地域人材を積極的に取り入れ、教職員本来の仕事と地域が担う仕事の区別への理解促進を行っている。 一部の学校では、保護者等のボランティアを募集し、登録された方に依頼内容をメール配信し、ボランティアを依頼する取り組みを行っている。美化作業や下校見守り、授業の補助、クラブ活動等に活用されている。

教員の働き方改革に関するこれまでの取組

施 策		令和3年度末までに実施した取組
3-1	働き方改革会議の開催と教員業務の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトチームによる働き方改革会議の開催 ・ クラウドシステムを利用した教員「業務の見える化」実証実験の実施と結果の公表。
3-2	学校の重点目標等への働き方改革の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全学校が重点目標、経営方針、グランドデザイン等に働き方改革の具体的内容を盛り込んだ。
3-3	学校外の関係者との情報共有と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や子育て相談室等、関係機関との情報共有は事案が発生した場合に適宜行っている。
3-4	校務分掌の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校で校務分掌についての整理・検討を行った。